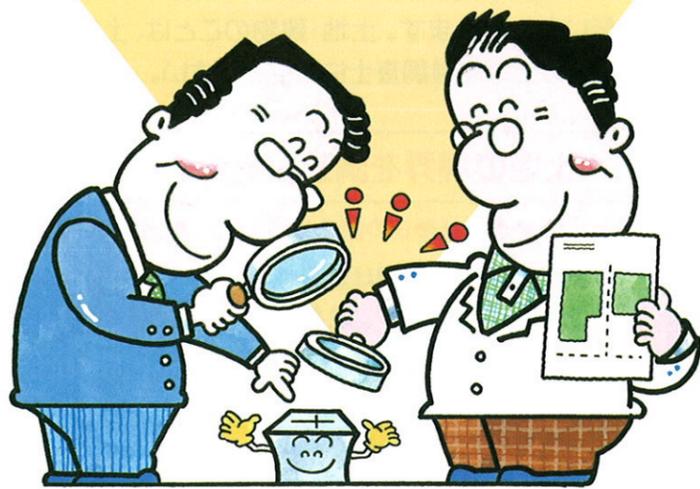


土地の境界問題でお困りの方
「境界問題相談センターおおさか」で解決できるよ!

市民
紛争当事者



合意解決

境界の専門家「土地家屋調査士」と
法律の専門家「弁護士」との
協働による紛争解決機関です。

境界問題相談センターおおさか

隣人との話し合いによる解決を目指します。
お気軽にご相談ください。

要予約 06-6942-8750

受付/月—金 9:00~17:00 (土・日・祝は除く)

※電話でのご相談はお受けいたしておりません。当日ご予約なしでお越しになられた場合
ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号

大阪土地家屋調査士会 会館5F

電話 (06) 6942-8750 (代表) FAX (06) 6942-8751
E-mail: soudan@chosashi-osaka.jp

大阪土地家屋調査士会 会館内

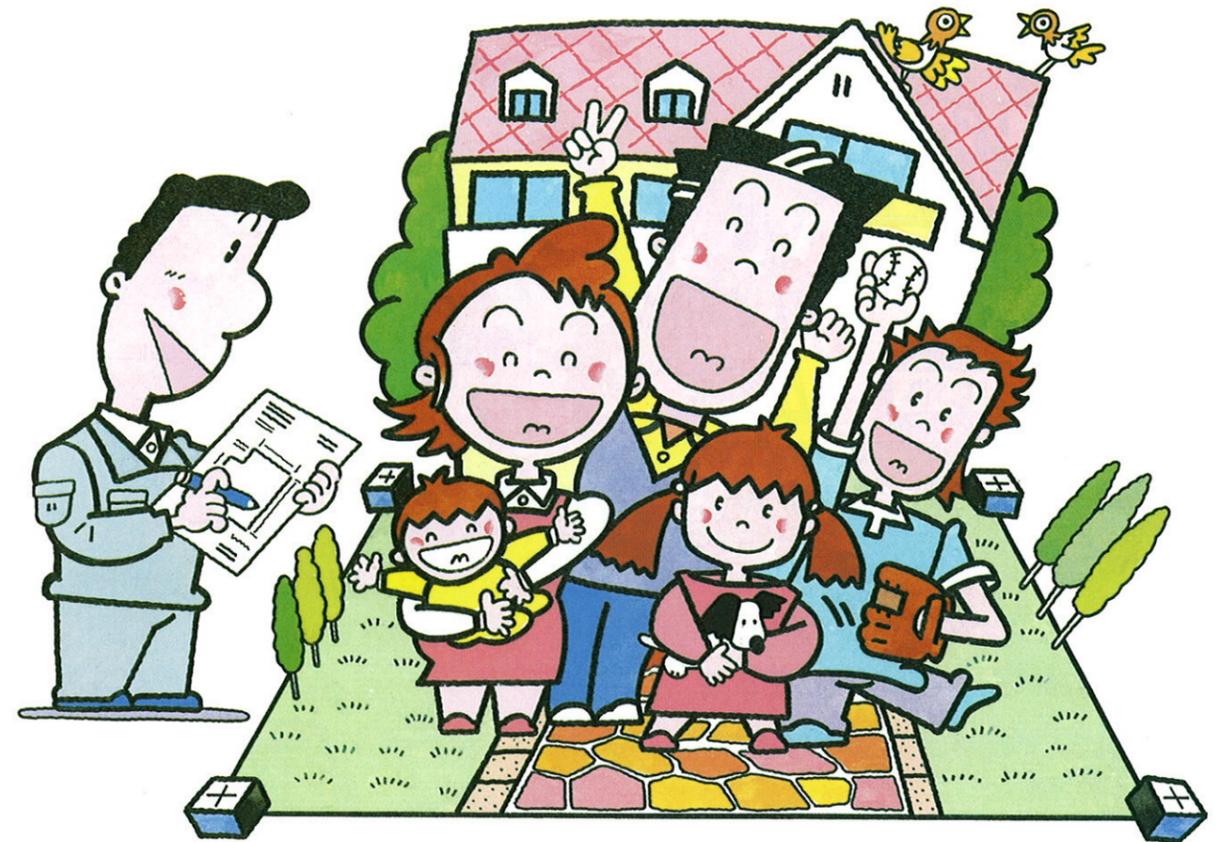


地下鉄谷町四丁目4番出口より徒歩約5分
京阪・地下鉄天満橋駅より徒歩約8分
駐車場の設備はありません。

不動産の表示登記の専門家

とちかおくちょうさし 土地家屋調査士

あなたの大切な財産である不動産の権利を守ります。



大阪土地家屋調査士会

信頼のマーク

〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号

TEL (06) 6942-3330 FAX (06) 6941-8070

E-mail: otkc@chosashi-osaka.jp

<http://www.chosashi-osaka.jp>



土地 について

こんなとき!
土地家屋調査士はお役に立ちます。

一筆の土地を数筆に分けたいとき

相続や贈与、または売買などのために一筆の土地を二筆以上に分けたいとき

「分筆登記」の申請をします。



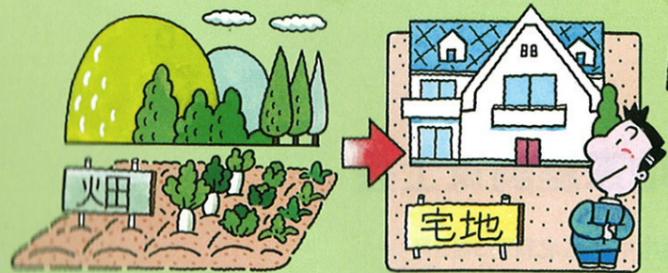
数筆の土地を一筆にまとめたいとき

「合筆登記」の申請をします。

農地や山林などを宅地にしたとき

山林や畑などであった土地に家を建てて宅地に用途を変更したとき

「地目変更登記」の申請をします。



登記されている面積と 実測の面積が違うとき

登記されている面積(公簿面積)と実際に測量した面積(実測面積)が違うとき

「地積更正登記」の申請をします。

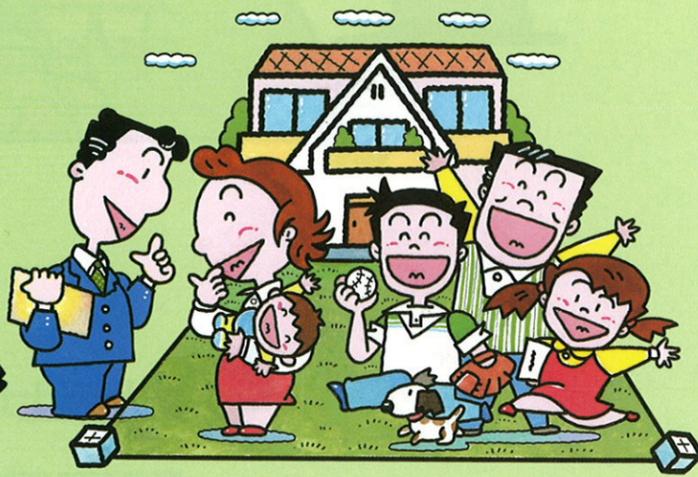
法務局の地図が誤っているとき

法務局の備え付けの公図に誤りがあるとき

「地図訂正」の申出をします。

境界がわからないとき 面積を確定したいとき

法務局などの資料や現地調査に基づき、関係者の立ち会いを求めて確定します。



法務局に提出する「地積測量図」「建物図面・各階平面図」などは、法律により唯一の専門家である土地家屋調査士が作成することになっています。



建物 について

建物を新築したとき

建物を新築したとき、または未登記の建物を買ったとき

「表示登記」の申請をします。

建物を増築・改築したとき

既存の建物に増築したとき
または建物の用途や構造を変更したとき
分合筆などにより所在地番を変更したとき

「表示変更登記」の申請をします。



建物を取り壊したとき

建物の全部を取り壊したり、焼失したとき

「滅失登記」の申請をします。



土地家屋調査士は、
表示に関する登記手続きの
プロフェッショナルです!

土地家屋調査士の仕事は、土地や建物の表示に関する登記に必要な調査・測量・申請手続きなどを行い、皆様大切な土地や建物を守るお手伝いをしています。土地・建物のことは、土地家屋調査士会、またはお近くの土地家屋調査士にご相談下さい。

土地の境界を調査します。

土地の境界には後日の紛争を防ぐため、境界標の設置をしましょう。

不動産(土地)の管理は境界標の設置から始まります。境界標は所有する土地の範囲を確定します。土地売買、建物建築、宅地造成する時などは土地の境界の確認が必要です。



土地の地積の測定をします。

取引の安全は地積の測定から始まります。「地積測量図」は土地の所在位置、形状、面積を証明しています。



表示登記の代理申請をします。

土地・建物の管理は、登記事項の表題部にその状況を正しく記載することから始まります。土地については所在地番、地目、地積、建物については何処にどのような建物があるかを表示登記で確定します。

